

温泉行政について

本稿では、温泉の現状と行政による温泉政策、温泉地整備の実例について述べる。また、温泉の保護、衛生上の問題についても述べる。最後に、温泉の適正利用のための規制について述べる。

木村英雄（環境庁自然保護局施設整備課課長）

Hideo KIMURA

環境庁自然保護局施設整備課課長

（本稿は、昭和23年1月に開催された「温泉地整備セミナー」で発表されたものである。）

1 はじめに

環境庁では温泉法を所管しておりますので、その立場から、最近の温泉行政の一端をご紹介させていただきます。

温泉法は、温泉の開拓、温泉地の整備、温泉の利用の促進等を目的とする法律で、昭和23年に制定されました。

2 温泉法の仕組

温泉法は温泉を保護し、その利用の適正を図り、公共の福祉の増進に寄与することを目的として、昭和23年に制定されております。

温泉法は大きく分けて次の3つの柱があります。

1つ目は温泉の保護のための規制、2つ目は温泉の衛生上の適正利用のための規制、3つ目は温泉の公共的利用のための温泉地整備の推進であります。

第1の温泉の保護については温泉は無尽蔵にあるものではなく適正量を超えて汲み上げれば枯渇の問題が生じます。

このため、温泉の掘さく、増掘や、ポンプ等の動力装置を設置する場合には都道府県知事の許可が必要とされています。知事は他の源泉等への影響を考慮し、公益を害するおそれの有無を判断します。知事は許可、不許可の処分を行なうに際しては自然環境保全審議会の意見を聞かなければならぬことになっており、同審議会においては、専門家からなる温泉部会が設置されています。

また、許可を得て掘削した場合においても、他の源泉に大きな影響を生じ、温泉の保護上必要と認められる場合は、許可の取り消し、現状回復命令、温泉の採取制限命令を行なえる規定になっております。もちろん、違反行為に対しては、罰則の適用があります。

第2の温泉の適正利用については温泉にはいろいろな成分が含まれており、衛生上有害な場合もあります。このため、温泉を公共の浴用や飲用に供する場合は、知事又は政令で定める市の市長の許可を受けなければならないと規定しております。

この場合、温泉の成分、禁忌症及び注意事項を提示しなければならないとされておりますが、

一部において提示がなされていない施設もあり、事故等が生じた場合、問題が生じるおそれがあり、さらに徹底して行きたいと考えております。

第3の温泉保養地づくりについては環境庁では温泉の公共的利用を促進するため、温泉利用施設の整備及び環境の改善を図るための地域を指定しております。これを「国民保養温泉地」と称しておりますが、現在全国で80箇所、ここ兵庫県では浜坂温泉郷が指定されております。環境庁では、国民保養温泉地の公共利用施設を整備するための予算の拡充に努めています。

3 温泉の現状について

次に、温泉の現状について、統計をもとに紹介いたします。

まず、掘削許可件数ですが、平成4年には815件ありました。平成元年から2年の1,300件には及びませんが、温泉の掘削要望は依然として根強いものがあります。

源泉総数は約2万3千本あり、年々増加しております。この内利用されているものが、70%程度の約1万6千本で、この内自噴によるものが32%，動力によるものが68%となっております。環境庁ができた昭和46年には自噴が43%，動力が57%でありましたので、動力によるものの比率がかなり高くなっていることがわかります。

また、湧出量も、毎年増加し、232万ℓ/minと20年間で約1.8倍となっております。

温泉の利用許可状況をみると、浴用が2,037件と最も多いわけですが、飲用の許可も176件と増加傾向にあります。

また、浴用、飲用以外の利用形態としては地熱発電等の工業用、ハウス栽培等の農業用、漁業用、融雪事業等に利用され、湧出量全体の約15%を占めております。

4 温泉利用者の動向について

宿泊施設のある温泉地は2,382箇所、宿泊利用者数は延べ1億4,300万人と近年の温泉ブームにささえられ、着実に増加しております。

昨年、総理府が行なった全国旅行行動態調査における目的地での行動をみると、複数回答方式による調査ですが、一番多いのが、温泉などの休養の44.8%，次に多いのが自然・風景鑑賞の42.5%と他を圧倒しています。この傾向は男女共にほぼ共通しており、温泉などの休養は、30才以上に特に人気があります。また、同行者調査では第1位が家族で33.8%，第2位が友人知人で23.0%，職場、地域等の団体は13.8%となっております。

このように、旅行の志向は温泉地や自然の良好な地区に向かっているものと考えられ、自然環境に恵まれた温泉地の役割はますます重要になってくるものと考えています。

また、温泉の利用形態も、会社等での慰安旅行などの団体型歓楽的利用から、家族や友人等との保養・休養型利用へと変化しております。

5 国民保養温泉地について

このような状況の中で、環境庁といたしましては自然環境に恵まれ、温泉が優れた温泉地を国民保養温泉地として指定しておりますので、これらの地域をさらに保養休養に適した温泉地とするため、公共利用施設への助成制度を拡充してまいりたいと考えています。

現在の助成制度としては昭和56年度から、温泉の保健的効能を活用した「国民保健温泉地」事業として、温泉センター、屋外飲泉施設、園地、運動施設、探勝舗道(トリムロード)等に助成しております。

また、今年度から、温泉の有する保養機能に加え、温泉地の優れた自然を積極的に活用することにより、自然を理解すると共に、心身のやすらぎを増進することを目的として、「ふれあい・やすらぎ温泉地事業」を実施することとしております。助成対象施設としては自然ふれあい・温泉センター、野営場、共同浴場、園地、探勝歩道等であります。いずれも、事業主体は市町村で、国、都道府県、市町村がそれぞれ3分の1を負担することとしております。(予算額(国費):国民保健温泉地約5千万円、ふれあいやすらぎ約1億円)

6 最近における温泉の主要事項

(1) 地熱開発の動向

現在、我が国では9箇所で地熱発電所が、営業運転を行なっておりますが、最近、地球温暖化問題等もあり、CO₂排出抑制対策の1つとして、見なおされつつあり、今後の開発計画として8箇所が検討されております。

地熱有望地域は温泉地に隣接している場合が多く、周辺既存温泉地の関係者に不安を抱かせている現状にあります。

これも地熱開発と温泉との関係が、科学的に解明しにくいこと、或いは解明のためには多額の費用がかかること、或いは温泉関係者に情報が少ないと等からきているものと思われます。

環境庁としましても、地熱開発と温泉の関係について十分の知見を有しているわけではありませんが、温泉は貴重な天賦の資源であり保護しなければならないとの観点から、有識者のお考えを拝借しながら、温泉の保全に対処してまいりたいと考えております。

(2) 温泉の利用形態の変化

最近、温泉水をタンクローリーやスタンドを使って販売している例が増えており、環境庁では、昨年までに実態調査を行ないましたが、今後は利用許可をどのようにするか専門家のご意見を伺いながら、規制のあり方の検討を行なってまいりたいと思います。

(3) 鉱泉分析法の改定

温泉の分析法については、昭和53年に改定を行なって以来改正していないため、最近の分析技術の進歩に即した見なおしが必要となっています。これまで改定分析法の研究や分析法改定試案の策定を行なっておりますが、今年度から2ヶ年で中央温泉研究所にお願いし、この分析法改定試案の検証等のための研究を行なうこととしております。

7 最後に

さきほども申し上げましたが、温泉は、都市化の進展、高齢化社会の進行のなかにあって、今後ますます重要なものと考えております。

温泉科学会にはいろいろな専門分野の先生方が、多数おられますので、温泉の保護に関する研究、効能効果に関する研究、分析方法に関する研究、法制面に関する研究等々、一層の研究の推進に期待いたしますと共に、温泉行政に今後ともご協力のほどお願いします。本学会において、温泉行政につきまして、御紹介申し上げる機会をいただきましたことを感謝いたします。